



発行 税理士法人 **中央総研**

桑名市大福 406-1
TEL 0594-23-2448
FAX 0594-23-3303
E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
URL: http://mie-cri.com



ホルムズ海峡 危機

【はじめに】

トランプ米大統領による「**イラン攻撃**」が顕著になってまいりました。**ホルムズ海峡危機**ですね。
彼は、なぜイランを攻撃するのか？
イランは、「**核保有国**」だからなのです。
彼の言動は、「**朝令暮改**」が繰り返し繰り返行われています。
さすがに彼の言動は、日を追うごとに無責任になっています。

【ホルムズ海峡危機】

ホルムズ海峡危機＝原油価格危機 と云えるでしょう。
この原油価格は、昨年 2025 年には、**入着価格**（にゆうちやくかかく）が 74 ドル 50 セントでありました。
上昇しているとは云え、せいぜい 2 割 UP であります。ところが、「**円安による輸入インフレ**」で考えてみますと、2012 年（14 年前）には**為替レート**は 1 ドル＝79 円でした。
産業力が右肩上がりの時期でした。

【今のニッポン】

今は、為替レートは、1 ドル＝160 円になっています。

年比較		\$ 円 換算
2012 年	14 年前	1 \$ = 79 円
2026 年	いま	1 \$ = 160 円

要するに、日本国の通貨価値が、半分になってしまっています。
今は、日本の**産業力**は右肩下がりです。
そして、円安、つまり**円の価値**も右肩下がりです。これが、ボディブローのように効いてきています。
スタグフレーションになって来ています。
つまり、景気停滞とインフレが同時進行する経済現象が表れています。
物価高騰のインフレですね。

【内向きのニッポン】

高市早苗内閣総理大臣は、**外向きのニッポン**を提唱しているにもかかわらず、日本経済は、なぜ、**内向きのニッポン**になっているのか。
昨年 2025 年 9 月時点の**日本のパスポート保有率**をみると **17.8 %**（5～6 人に 1 人）であり、2019 年（7 年前）の **24.0%**から低下傾向が続いています。
コロナ禍以降の海外旅行離れや**円安**が影響しています。
各国と比較しても、低下傾向であります。

パスポート保有率（日本は著しく低い水準）		
①	日本	24.0% ⇒ 17.8%
②	アメリカ	50.0%
③	台湾	60.0%
④	韓国	40.0%

上記の日本のパスポート保有率の低下を、人口に換算すると、なんと **1,250 万人**になります。
つまり、**1,250 万人**の人がパスポートを持たなくなった訳です。
まさに、内向き傾向ですね。

【ゴールデンウィーク外交】

これは、毎年のように、日本の政府首脳が**アジア外交**に出向くことを云います。
アジアに出向く**ゴールデンウィーク外交**が定番でありました。
高市早苗内閣がアメリカばかり、特にトランプ大統領一辺倒の外交を続けています。
果たして、これで良いのか？
日本にとって、**非常に大切なのは、アジア外交**であると思います。

いま、**アジア**から伝わって来る情報は、**急速なアメリカ離れ**です。アジアが、急速にアメリカに対してすごい距離を取り始めています。特に、インドネシア・マレーシアはイスラム人口を 7 割も 8 割も抱えている国です。ベトナムを含めて、日本にとって大事なエリアであります。

中国がアジア外交を積極的に進めています。
日本は、積極的にアジア外交に目を向けてほしいです。

《代表社員 笹谷 俊道》

新学期が始まりました。座高測定を覚えていますか？戦時中、内臓の発育などを確認するために始まり、戦後も上半身と下半身の長さのバランスを見ることで、子供の発育状態が測定できるうえ、学校に配備する机や椅子の高さを決めるのにも役立つという座高測定。 → 裏面へ続きます

「改正育児・介護休業法」について

カスタマーハラスメント対策の義務化

4月より新年度になり、生活様式の変わる従業員を抱えられている事業主様も多くいらっしゃるかと思います。

昨年施行された、「改正育児・介護休業法」により、就業規則等の見直しが義務化されております。改正点が12ありますので改めて確認してみましょう。

4月 施行	子の看護休暇の見直し
	所定外労働の制限(残業免除)対象拡大
	育児の為に短時間勤務制度の代替措置にテレワーク追加
	育児の為にテレワーク導入が努力義務化
	育児休業等の取得状況の公表義務の適用拡大
	介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
	介護離職防止の為に雇用環境整備が義務化
10月 施行	介護離職防止の為に介護休業・介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認等が義務化
	介護の為にテレワーク導入が努力義務化
	柔軟な働き方を実現する為の措置が義務化
	柔軟な働き方を実現する為の措置の個別の周知・意向確認が義務化
	仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が義務化

家族形態が多様化している中で、勤務時間帯、制度利用期間等、希望条件も様々と思われれます。

該当の従業員に対して、一律の制度を適用するのではなく、それぞれの事情にあわせて両立がしやすくなるよう、自社の状況に応じて柔軟な措置を講ずることも検討してみてください。

以上のように事業主様に課せられる義務はこれまで以上に増えております。改正事項に対応しているのか今一度確認してみてください。

参考：厚生労働省HPより

<梅山>

令和8年10月1日よりカスタマーハラスメントの防止措置が事業主の義務となります。それにともない、令和8年2月26日に厚生労働省より防止指針が公布されました。

【職場におけるカスタマーハラスメントとは】

防止指針において、職場におけるカスタマーハラスメントは以下の通り定義されています。

職場において行われる①顧客等の言動であって、
②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。

社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

- ・商品やサービス等と全く関係のない要求
- ・対応が著しく困難、対応が不可能な要求
- ・暴行や傷害等身体的な攻撃
- ・脅迫や名誉棄損、土下座の強要等精神的な攻撃
- ・継続的、執拗な言動

ただし、このような言動を受けた当時の状況や経緯等を考慮した上での判断となります。

【カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置】

- ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談体制の整備(相談窓口の設置・周知)
- ③ 事後の迅速かつ適切な対応(事実関係を正確に確認、被害者への配慮・再発防止措置を行う)
- ④ 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
- ⑤ そのほか併せて講ずべき措置(相談者のプライバシー保護等)

このように、事業主の義務としてカスタマーハラスメント発生時に対応するための体制の構築が求められています。まずは事業主・労働者ともにカスタマーハラスメントについて関心をもち、理解を深めることが重要です。

厚生労働省リーフレットより

<雨森>

ただ、学校現場からは健康管理と座高の関係が分かりにくく、机と椅子の配備にも役立っていないとの声も。文科省の有識者会議も、身長と体重のデータを活用すれば座高は省略できると提言し、2015年に座高測定は廃止となりました。